三　児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する事業を目的とするものであつて子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている施設

四　子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号（特例地域型保育給付費の支給）に規定する特例保育を行うため市町村長が設置する施設

第七十一条を削り、第七十条を第七十一条とし、第六十九条の二を第七十条とする。

第七十二条中「、(b)及び(c)」を「から(c)まで」に改め、「第十七条」の下に「（日本工業規格）」を加え、「以下」を「第七十五条から第七十七条までにおいて」に改める。

第七十四条を第七十七条とし、第七十三条の二を第七十五条とし、第七十二条の次に次の二条を加える。

（石油製品の混合）

第七十三条　法の別表第二七一〇・一九号の一の㈢のAの(b)に規定する政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得た重油及び粗油は、保税作業により、本邦に到着した同表第二七一〇・一二号の一の㈢、第二七一〇・一九号の一の㈡及び第二七一〇・二〇号の一の㈢に掲げる軽油に該当する石油製品に、当該石油製品に対する重量割合が十パーセントを超えない数量の関税納付済みの石油製品を混合して得たものとする。

（試験方法の指定）

第七十四条　法の別表第三三〇一・二五号の一の㈠に規定する政令で定める試験方法は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項（日本薬局方等）に規定する日本薬局方に定めるはつか油の定量法とする。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一章中第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の三を第四条とする。

第十四条第一項中「として、同法」を「として、関税法」に改め、「この条、次条、第十八条及び第十九条において」を削り、「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項」を「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項」に、「この項に」を「この項及び第四項に」に改め、同項ただし書中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第二項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項」を「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項」に改め、同項ただし書中「第九条第一項」の下に「（輸入割当て）」を加え、同条に次の二項を加える。

3　前項の規定は、法第七条の三第七項の規定により同条第六項において準用する同条第四項に規定する輸入数量を算出する場合について準用する。この場合において、前項中「法の別表第一の六」とあるのは「同条第一項ただし書に規定する飼料用麦を含む法の別表第一の六の項」と、「同項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

4　前項の場合において、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下この項において「一年経過日」という。）の属する月における法第七条の三第一項ただし書に規定する飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から一年経過日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とし、同月における同項ただし書に規定する法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量は、一年経過日から同月末日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十九条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項」を「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項」に、「輸入数量を」を「輸入数量」に改め、「、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と」を削る。

第二十条第一項第一号中「関税率表」を「関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）」に改め、同条第七項及び第八項を削る。

第二十一条ただし書中「法第八条第一項」を「同項」に改め、「この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において」を削る。

第二十五条第二項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第七四号」を「第七二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第五号を同項第二号とし、同項第六号中「第七四号」を「第七二号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　別表第一の第六七号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・〇五項に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの（第六号に掲げるものを除く。）

五　別表第一の第七二号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成三十二年三月三十一日までに輸入されるもの

イ　関税率表第〇七〇六・九〇号に掲げる物品のうちごぼう、関税率表第〇七〇九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、関税率表第〇七一二・九〇号の二に掲げる物品のうちたけのこ、関税率表第〇九一〇・一一号の二の㈡のBに掲げる物品、関税率表第一二一二・九九号の二に掲げる物品（あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁以外のものに限る。）、関税率表第一六〇四・一五号、第一六〇四・一七号又は第一六〇四・一八号に掲げる物品、関税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品（節類以外のものに限る。）、関税率表第一六〇四・三二号に掲げる物品（イクラ以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・一〇号の二に掲げる物品（米を含むもの以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・五五号の二又は第一六〇五・五六号の二に掲げる物品（気密容器入りのもの以外のものに限る。）、関税率表第一六〇五・五九号の一の㈡に掲げる物品、関税率表第二〇〇一・九〇号の二の㈤に掲げる物品のうちしようが及び関税率表第二〇六・〇〇号の二の㈡のBの(b)に掲げる物品（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二十三条第二項第三号イに規定するもの以外のものに限る。）

ロ　関税率表第二七・〇一項、第二七・〇四項、第二八・〇九項、第二八・二五項、第二八・二七項、第二八・三四項、第二八・三五項、第二八・三九項、第二八・四九項、第二九・二三項、第二九・三八項、第三八・一四項、第三八・一六項、第三九・二三項、第三九・二四項、第三九・二六項、第四〇・一〇項、第四四・一二項、第四四・一九項から第四四・二一項まで、第四六・〇一項、第四六・〇二項、第五一・〇七項、第五三・〇六項、第五六・〇七項、第五七・〇二項、第五七・〇三項、第五七・〇五項、第五八・〇六項、第五九・〇三項、第六二・一三項、第六二・一五項から第六二・一七項まで、第六三・〇一項から第六三・〇七項まで、第六五・〇五項、第六五・〇六項、第六六・〇一項、第六七・〇二項、第六九・〇二項、第六九・〇七項、第六九・一一項、第六九・一二項、第七四・〇六項、第七四・一一項、第七六・〇七項、第七六・一〇項、第七九・〇七項、第八一・〇四項、第八一・一一項、第八二・一一項、第八二・一三項、第八三・〇一項、第八三・〇二項、第八三・〇四項、第八三・〇六項、第八五・四五項、第九〇・〇三項、第九四・〇四項、第九五・〇五項、第九五・〇七項、第九六・〇三項、第九六・〇八項、第九六・一五項又は第九六・一七項に掲げる物品（法第八条の二第一項第二号及び第三号に規定する税率の適用を受けるものに限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）

第二十五条第二項第七号中「、第四号」を削り、「第一二六号、第一二七号、第六八九号」を「第一二三号、第一一九号、第六七号」に、「第一〇一号、第一〇七号」を「第九八号、第一〇四号」に、「第一一二号又は第一三三号」を「第一〇九号又は第一三〇号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条第三項を次のように改める。

3　法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第一九号、第二〇号、第二八号から第三一号まで、第三三号、第四一号、第四四号、第四六号から第四九号まで、第五四号、第五九号、第六〇号、第六五号、第六六号、第六九号から第七一号まで、第七四号、第七五号、第八六号から第八八号まで、第九一号、第九五号、第九六号、第九九号、第一〇一号、第一〇二号、第一〇五号、第一一六号から第一一八号まで、第一二二号、第一二五号、第一二六号、第一三五号及び第一三七号から第一三九号までに掲げる国とする。